

様

保管商品の期限切れと未納金の通知

前略、貴殿に置かれましては、再三にわたり電話連絡を差し上げてましたが、連絡が取れなかったため、誠に不本意ながら本書状にてご連絡させていただきます。

以前取り組まれていた通信講座のセミナー会場費、教材費が各業者に未払いのまま不良債権として残っております。また一部割賦申し込み審査不可もしくは、申し込み会社の倒産及び業務縮小による譲渡により保留となっております。(別紙参照)

平成20年4月1日から新制度に変わり、保留教材は全て自己責任の範囲に該当するとみなし引き取り処分となりました。したがって、保管期限が切れておりますので至急引き取りをお願いします。つきましては、平成21年7月15日に直接集金にお伺いいたします。不本意ではありますが、勤務先とご自宅へ専門の担当が訪問させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

尚、上記の集金予定日に不在もしくは御連絡がつかない場合、指定簡易裁判所から口頭弁論通知書の送付後に出廷となり、当方の主張が全面的に受理される訴訟を開始させていただきます(欠席裁判)

その後、債務者の給料差し押さえ及び動不動産物等の財務の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させていただきますことも合わせて通知いたします。

平成21年6月10日

民事訴訟通達管理局

代表 太田

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町

TEL 03-5484-0769

